

古座川町キャンプ場整備運営事業に関する
公募型プロポーザル募集要項

令和5年6月26日

古座川町 地域振興課

1 事業名

古座川町キャンプ場整備運営事業

2 目的

旧和歌山県ふるさと定住センター跡地において、古座川町（以下「町」という。）が所有する敷地及び施設（以下「対象地」という。）を一体的に活用し、町の来訪者に対して豊かな自然の中で快適な滞在時間を提供する施設を整備運営する事業を実施することとし、公募型プロポーザル方式により事業を行う者を選定する。

3 対象地

別紙仕様書 3事業概要内（2）事業区域による。（図1参照）

4 募集する事業

（1）提案内容は自由とするが、キャンプあるいはグランピングを含むサービスの提供を中心とし、以下に配慮した内容を期待する。

①低廉な料金での利用も可能とするなど、多様な利用者、幅広い年齢層を想定した提案。

②古座川県立自然公園内の施設としてふさわしく、町の滞在環境の上質化に寄与する提案。

（2）対象施設を全て活用する提案を求める。なお、より良いサービス提供のために施設の一部を事業者において、改修または解体し、新たに整備する提案も可能とする。ただし、和歌山県立自然公園条例（昭和34年条例第2号）第22条第1項に準ずること。

（3）事業期間

提案を求める事業期間は引渡日から10年以上20年以内とする。ただし、基本協定上の事業期間については10年間とし、その後事業者がさらなる事業の継続を望む場合は、適切な事業運営が行われると町が認める場合に事業期間を更新する。

（4）対象地の提供方法

対象地は、事業実施期間中、本町が事業者は無償で貸し付ける。

（5）料金等収入及び納付金について

サービスの提供による料金収入、その他の事業収益は全て事業者の収入とするが、行政が所有する土地において利益を伴う事業を実施するにあたり、売上額または経常利益額の中から町への納付金（固定納付金、変動納付金など）についても提案を求める。納付金は評価のポイントとするので、収支計画に沿った内容で提案すること。

（6）禁止用途

①政治的または宗教的な活動を行う建築物としての用途。

②風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条

第1項に規定される風俗営業、その他これらに類する業の用途。

③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団または法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等の事務所その他これらに類するものなど公序良俗に反する用途。

④悪臭・騒音・粉塵・振動・土壌汚染等著しく近隣環境を損なうことが予想される用途。

5 参加資格等

(1) 参加資格要件

プロポーザル参加者および協力者は、次の条件を全て満たすこととする。

①和歌山県内に本社もしくは、契約権限を有する事務所の所在がある事業者

②対象地を効果的かつ安定的に運営することのできる法人またはその他団体（以下「法人等」という。）であること。（法人格の有無については問わない。また、個人での参加は不可とする。）

③地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当するものでないこと。

④暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及びその統制下にある団体でないこと。

⑤和歌山県および県内市町村の委託業務にかかる指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。

⑥会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続き開始の申立てまたは民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続き開始の申立てをした者でないこと。

⑦市町村税、都道府県税、法人税並びに消費税および地方消費税に未納が無い法人等であること。

⑧宗教活動、政治活動を主たる目的とする法人等でないこと。

(2) 協力者（協力事務所）について

本事業において、協力者（協力事務所）を加えることが出来る。ただし、この協力者となったものは、責任を持って事業計画に基づいた役割を担う意思と能力を持つものであること。

また、この協力者（協力事務所）となったものは、(1)の参加資格要件に関わらず、本プロポーザルにおける参加資格をもたない。また、重複して協力者（協力事務所）となることはできない。

6 事業者の募集および選定等スケジュール

内容	
募集要項の公表	令和5年6月26日（月）

参加表明書及び誓約書の提出	令和5年7月28日（金）まで
参加資格審査結果通知	令和5年8月4日（金）
現地説明会参加申込み（希望者のみ）	令和5年8月21日（月）まで
現地説明会	令和5年8月28日（月）
質問書の受付	令和5年9月4日（月）まで
質問書への回答	令和5年9月11日（月）まで
提案書等の提出期限	令和5年10月10日（火）まで
選定委員会開催日（プレゼンテーション開催日）	10月下旬頃
選定結果の通知	11月上旬頃

※スケジュールについては予定であり、変更になる場合があります。

7 提出書類

(1) 参加表明書等に係る提出書類

提出書類	提出部数	提出期限	様式等
参加表明書	正本1部	令和5年7月28日 （金）	様式1
誓約書	正本1部	令和5年7月28日 （金）	様式2
会社概要（パンフレット可）	正本1部	令和5年7月28日 （金）	任意様式
団体概要（規約、役員名簿等）			

- ・ 募集方法 古座川町 HP にて公告する。
- ・ 書類様式 参加表明書および誓約書については指定様式にて作成すること。
- ・ 提出方法 持参または郵送にて提出すること。
持参の場合、閉庁日を除く各日午前9時から午後5時までに提出すること。
- 持参、郵送共に提出期限内必着とし、郵送の場合は書留郵便に限る。
- ・ 提出先 〒649-4104 和歌山県東牟婁郡古座川町高池 673-2
古座川町役場 地域振興課
- ・ 提出期限 令和5年7月28日（金） 午後5時まで
- ・ 次に該当する場合は、失格とする。

- ①提出書類に虚偽の記載をした場合。
- ②指定様式を使用しなかった場合。
- ③提出期限内に提出されなかった場合。
- ④提出書類に不備があり、当町より提出書類の追加、または再提出を求められこれに従わない場合。

・その他

- ①参加表明書の作成および提出に関する費用は提出者の負担とする。
- ②提出された書類の差し替え、再提出は原則として認めない。
※提出期限内かつ、当町がやむを得ないと認める場合を除く。

(2) 現地説明会の開催に係る提出書類

- ・ 募集方法 古座川町 HP にて公告する。
- ・ 内 容 希望する者に対して、募集要項の説明、現地説明を行う。
- ・ 開催日時 令和5年8月28日(月)
- ・ 開催場所 和歌山県東牟婁郡古座川町直見212(旧和歌山県ふるさと定住センター内)
- ・ 書類様式 現地説明会参加申込書(様式3)
- ・ 提出部数 1部
- ・ 提出方法 持参またはFAXにて提出すること。
持参の場合、閉庁日を除く各日午前9時から午後5時までに提出すること。
- ・ 提出先 〒649-4104 和歌山県東牟婁郡古座川町高池673-2
古座川町役場 地域振興課
FAX 0735-72-1858
- ・ 提出期限 令和5年8月21日(月) 午後5時まで
- ・ その他 募集要項は各自で持参のこと。
1事業者につき最大3名までの参加とすること。

(3) 質問の受付および回答

質問書の受付について

- ・ 募集方法 古座川町 HP にて公告する。
- ・ 書類様式 質問書(様式4)
- ・ 提出方法 E-mail にて提出すること。
(送信後、閉庁日を除く各日午前9時から午後5時までの間に、受信の

有無を電話にて確認すること。)

- ・提出先 *_tiikisinkou-o@town.kozagawa.lg.jp
- ・提出期限 令和5年9月4日(月) 午後5時まで

質問書の回答について

- ・回答期限 令和5年9月11日(月)まで
- ・回答方法 回答準備が整い次第、参加表明書を提出した事業者全てにE-mailにて回答する。
回答を受信後、受信した旨をE-mailにて返信する。

(4) 提案書等に係る提出書類

提出書類	提出部数	提出期限	様式等
提案書	正本1部 副本11部	令和5年10月10日 (火)まで	様式5
納付金に関する 提案書	正本1部 副本11部	令和5年10月10日 (火)まで	様式6
会社概要(パン フレット可)	正本1部 副本11部	令和5年10月10日 (火)まで	任意様式
事業概要	正本1部 副本11部	令和5年10月10日 (火) まで	任意様式
事業計画	正本1部 副本11部	令和5年10月10日 (火) まで	任意様式
収支計画	正本1部 副本11部	令和5年10月10日 (火) まで	任意様式

※協力者(協力事務所)を伴う参加の場合、全事業者の会社概要も提出すること。また、事業概要内に構成事業者ごとの役割を記載すること。

- ・提出方法 持参または郵送にて提出すること。
持参の場合、閉庁日を除く各日午前9時から午後5時までに提出すること。
持参、郵送共に提出期限内必着とし、郵送の場合は書留郵便に限る。
- ・提出先 〒649-4104 和歌山県東牟婁郡古座川町高池673-2
古座川町役場 地域振興課

- ・提出期限 令和5年10月10日（火） 午後5時まで
- ・次に該当する場合は、失格とする。
- ①提出書類に虚偽の記載をした場合。
- ②指定様式を使用しなかった場合。
- ③提出期限内に提出されなかった場合。
- ④提出書類に不備があり、当町より提出書類の追加、または再提出を求められこれに従わない場合。

・その他

- ①提案書等の作成および提出に関する費用は提出者の負担とする。
- ②提出された書類の差し替え、再提出は原則として認めない。
※提出期限内かつ、当町がやむを得ないと認める場合を除く。
- ③書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。
- ④参加表明書を提出し、当町より参加資格を受けたもので、提案書等を提出しない場合は、辞退届を提出すること。（様式自由）
- ⑤提案書等を確認後、当町より記載内容について質問する場合がある。質問を受けた場合、当町が指定する方法で速やかに回答を行うこと。

8 審査委員会および審査委員会開催日について

○審査委員会

- (1) 選定を行う委員会は「古座川町キャンプ場整備運営事業に係る公募型プロポーザル方式事業者選定審査委員会」とする。
- (2) 審査委員構成メンバーは、本町の職員等で構成する。
- (3) 審査方法等審査委員会会議は、非公開とする。ただし、優先交渉者については、古座川町 HP で公表する。

(4) 評価基準

- ・基本方針・コンセプト・サービス内容
- ・計画の実現性
- ・実施体制・業務遂行能力
- ・地域貢献・地域活性化

※配点表については表1を参照

○審査委員会開催について

(1) 実施方法

- ・プレゼンテーション40分、質疑応答20分とする。
- ・1者ずつの呼び込み方式とし、スクリーンおよびプロジェクターは町で用意する。
- ・提案追加資料の配布等は禁止とするが、提出された提案書と同一の図や写真等を用

いた説明用のパネル等の使用は可能とする。

(2) 実施日時および場所

実施日は、10月下旬頃の予定とし、日時及び場所等については、別途通知する。

9 優先交渉者の決定

(1) プレゼンテーションにより審査し、最低基準点に達したもののの中から優先交渉者を選定する。また、提案者が1者であっても審査委員会による審査を行い、業務を適切に実施できると判断された場合には、当該事業者を優先交渉者とする。

(2) 審査結果については、提案書を提出した者すべてに文書で通知する。

(3) 契約にあたっては、議会の議決後に優先交渉者と締結する。

また、優先交渉者は、企画競争の実施の結果、最適な者として選定したものであり、地方自治法および同法施行令に基づく契約手続きの完了までは、町との契約関係を生じるものではない。

(4) 契約締結後、周辺住民へ向けて事業計画の説明会を実施すること。

10 問い合わせ先

古座川町役場地域振興課

住 所 〒649-4104 和歌山県東牟婁郡古座川町高池 673-2

電話番号 0735-67-7901

FAX 番号 0735-72-1858

E-mail *_tiikisinkou-o@town.kozagawa.lg.jp

表1 配点表

	評価項目	評価の視点	配点	項目合計点
1	基本方針・コンセプト・サービス内容	本事業の目的に沿っており、事業者の創意工夫やノウハウを生かした事業計画となっているか	5点 (×2)	25点
		幅広い年齢層の利用に対応するサービスが展開されているか	5点	
		利用料金の設定は、サービス内容に照らし、妥当な料金設定となっているか	5点	
		県立公園内の施設としてふさわしく、周辺の風致景観や自然環境に配慮した計画となっているか	5点	
2	計画の実現性	事業を実現するために、適切かつ確実な資金調達や、財務の健全性および安定性が確保された計画となっているか	5点 (×2)	35点
		事業内容が具体的であり、計画が実現性のあるものとなっているか	5点	
		長期にわたって集客が見込める内容であるか	5点	
		サービス内容に照らし、十分な施設整備や管理が行われる計画であるか	5点	
		納付金に関する提案内容は、資金計画全体を踏まえたもので、適切かつ確実なものであるか	5点 (×2)	
3	実施体制・業務遂行能力	事業を確実に実施するための体制（組織編制、構成員、責任分担など）が構築されているか	5点 (×2)	25点
		過去の実績や企画提案書などの内容から、安定したサービスの提供や適切な施設管理など、十分な業務遂行能力があるか	5点 (×2)	
		町および県と協力的な関係が構築できるか	5点	

4	地域貢献・地域活性化	県内および地域内事業者の活用や地域の人材雇用等、地域経済の振興に寄与する提案であるか	5点 (×2)	15点
		古座川町観光協会や地域の関連団体等と連携した事業展開が期待でき、古座川町の観光振興につながる提案であるか	5点	